

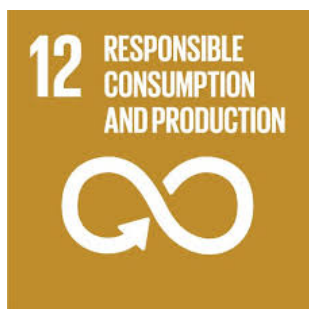
主催)奈良県・一般社団)奈良県産業廃棄物協会
於)橿原ロイヤルホテル2階
2017(平成29)年2月21日火曜日(60分)

■明解！世界から-持続可能な社会への指標■

THE GLOBAL GOALSの勘所

エコシス・コンサルティング株式会社 代表取締役
環境プランナーERO

国土交通省 社会資本整備審議会 環境部会委員
環境省 中央環境審議会 廃棄物・リサイクル部会委員
栃木県 環境審議会 廃棄物（新）五カ年計画 専門委員
平田 耕一



会社概要

➤ エコシス・コンサルティング株式会社

- ◆ 環境管理・環境監査評価・廃棄物処理経路-現地確認&監察評定
- ◆ 環境管理及び廃棄物-リサイクルsystem構築
- ◆ 環境教育カリキュラム-コンサルタント業務
- ◆ 市場調査事業/静脈系企業デューデリジェンス調査事業
- ◆ 政府系及び事業業団体系-委嘱調査研究事業
- ◆ 環境プランニング学会認定「環境プランナーcourse」-研修機関

➤ 専門分野

- ◆ プラスチックリサイクル-有価性創出支援
- ◆ 建設系廃棄物発生抑制対策/アスベスト対策
- ◆ マニフェスト適正管理と再資源化スキーム-策定提案
- ◆ EU環境法規/環境リスク論/有害物質等-情報公開支援
- ◆ 環境マネジメントシステム(EMS)/環境パフォーマンス評価-構築支援
- ◆ 産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度-適合支援
- ◆ CSR報告/環境報告/BCP策定-準備支援
- ◆ 技術研究組合法に則る技術研究組合-設立支援

個人履歴

- 地方自治体(産廃及び一般廃棄物行政庁)
栃木県 環境審議会「廃棄物(新)五カ年計画」専門委員(知事辞令)
- 国土交通省
社会資本整備審議会 建設リサイクル法検討委員(大臣辞令)
- 環境省
中央環境審議会 廃棄物リサイクル部会専門委員(大臣辞令)
- 社団法人 日本建材・住宅設備産業協会
3R推進委員代表(初代)
委嘱委員会委員 経済産業省製造産業局 住宅窯業建材課
- 学校法人
明治大学サステナブル・コンストラクション・ラボ共同研究者
明治大学大学院(理工学研究建築学専攻・特別講義)特別講師
法政大学大学院(公共政策研究科環境経営事例)教員兼任講師
- 環境プランニング学会
環境プランナーコース及び上級ERコース認定主幹講師
継続企画推進分科会委員長及び月例研究会座長



SDGs-THE GLOBAL GOALSの概説

- MDGsからSDGsへの変遷と成果
- 後半戦（SDGs）はナニが困難か



欧米先進の世界では国連採
択翌月の2015年10月から担
い手である企業市民と消費
者市民の知るところとなり...
行動が本格化。

こういうことに非常に疎い...
わが国では2017年1月末(つ
まりは3週間前あたりから)
やっと国民の目に触れるよう
になってきました!?

周回遅れではありますが...*\
(^o^)/*ニッポン。



※ちなみに本研修(奈良県)に
ては昨年のプログラムから基軸
にはめました...本項で3本め。
霞ヶ関よりも早く?全国最新最速
の研修デス♪



2016~2030 ザグロゴ=SDGs

- ザグロゴとは…THE GLOBAL GOALSのこと。
2015年9月、世界193ヶ国の代表が国連(UNCTAD)で採択した…新しい地球のカタチ。
- それは17パネルからなる目標で構成された壮大な計画。
- 2000年からの15年間とその先の15年間の二部構成で…今年からは後半戦の仕立てとなる。
- 後半はアルファベット四文字[SDGs]と略称され、親しみ易くニックネームは[THE GLOBAL GOALS]
- 日本語では略して「ザグロゴ」

前半戦と後半戦の違いは
次ページに続く...



**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT** **GOALS**

17 GOALS TO TRANSFORM OUR WORLD

それは国連提唱 “開発目標” デス

2000 MDGs

“前半戦”の中身は…
8のパネルから構成された
「ミレニアム開発目標」

- ✓ 貧困と飢餓の半減を数値達成目標とした。
 - ✓ 結果的に発展途上国が中心の行動となった。
- 結果は…36%だった貧困率が…
- ✓ 中国とインドの経済発展により貧困率が $\frac{1}{3}$ の12%！
 - ✓ 半減 $\frac{1}{2}$ （18%）
 - ✓ を超えるおおきな成果を手にできた!?

“後半戦”の中身は…
17のパネルから構成される…
「持続可能な開発目標」

- ❑ 人口圧力の多い途上国がもう無いので先進国が行動主体となる必要がある。
- ❑ GDP経済成長だけでは到底達成できない課題ばかり。
- ❑ 日本は人口プレゼンスが落ちるのでここで挽回すべき…！

2015 SDGs

MDGs⇒SDGsが-よく分かる動画

2000 MDGs

https://www.ted.com/talks/michael_green_how_we_can_make_the_world_a_better_place_by_2030?language=ja

TED マイケルグリーン氏ご講演
日本語字幕版
{14:39}

The screenshot shows the TED website interface. At the top, there's a navigation bar with 'TED', 'Watch', 'Discover', 'Attend', 'Participate', and 'About'. A search bar and 'Log in / Sign up' links are on the right. The main video player area features a large thumbnail of Michael Green speaking, with the title '2030年までにより良い世界を作るには' (How we can make the world a better place by 2030) overlaid. Below the title, it says 'TEDGlobal>London · 14:39 · Filmed Sep 2015'. To the right of the video player are icons for 'Watch later', 'Favorite', 'Download', and 'Rate'. Below the video player, there's a 'Share this idea' section with social media icons (Facebook, Twitter, Email, Embed, More) and a view count of '846,151 Total views'. A paragraph of Japanese text is displayed below the share section, followed by links for 'Interactive transcript', 'Speaker's footnotes', and 'Speaker's reading list'.

マイケル・グリーン:
2030年までにより良い世界を作るには

TEDGlobal>London · 14:39 · Filmed Sep 2015

27 subtitle languages

View interactive transcript

Share this idea

Facebook Twitter Email Embed More

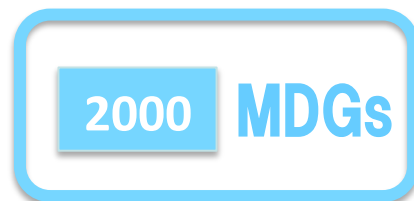
846,151 Total views

Share this talk and track your influence!

私たちは、今後15年間で飢餓と貧困を無くし、気候変動を止め、ジェンダーの平等を達成できるでしょうか？世界中の政府は、可能だと考えています。2015年9月に国連で開かれた会議で、各国政府は新たに2030年に向けた、一連の世界規模の開発目標を採択しました。社会進歩の専門家マイケル・グリーンは、この目標やよりよい世界へのビジョンがどうすれば実現できるのか、私たちに想像するよう促します。

Interactive transcript Speaker's footnotes Speaker's reading list

2015 SDGs



国連の2015年を振り返る (Year in Review 2015) {7:47}

<http://youtu.be/jiDudE5syTk>

「ミレニアム開発目標 (MDGs)」から「持続可能な開発目標 (SDGs)」へ {1:42}

<http://youtu.be/dga-EUNKT3E>

持続可能な開発とは？ {2:08}

<http://youtu.be/1c48vhokWLQ>

グローバル・ゴールズ

(持続可能な開発目標)に寄せる
スティーブン・ホーキング博士からの
ビデオメッセージ {1:41}

<http://youtu.be/wdxnTj8VEEY>

WE THE PEOPLE: グローバル・ゴールズ
(持続可能な開発目標)を伝えよう {3:49}

<http://youtu.be/jV5f7YZJFQg>

その他 国連広報センターにて続々と公開中!!





ニッポンのSDGs-THE GLOBAL GOALS

- 一般メディアが伝えているコト
- 金融投資家からみた新CSRのモノサシ



ジャパンSDGsが-よく分かる動画

https://www.ted.com/talks/michael_green_how_we_can_make_the_world_a_better_place_by_2030?language=ja

朝日新聞デジタル
「国谷裕子(くにやひろこ)さん
と考えるSDGs」
2017年1月31日WEB公開

2015 SDGs

「自国第一」を超えて未来へ 国谷裕子さんがインタビュー (2017/01/31)

持続可能な開発目標（SDGs）をどう実現していくのか。キャスターの国谷裕子さんが国連の責任者トーマス・ガス氏に聞いた。SDGsは、世界が直面するさまざまな課題を2030年までに解決することをめざす。その実現には、すべての国々、企業、人々が取り組むことを求められている。国谷SDGsが定められて1年あまり。なぜこの目標が重要なのか、まだ市民に十分に伝わっていないのではないのでしょうか。ガス おっしゃる



地球の課題を解く「SDGs」 国谷裕子さんと考える (2017/01/31)

気候変動やグローバル化で深刻化する問題に対応するため、2015年9月に国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs〈エスディーゼーズ〉）に、超大国の孤立主義という逆風が吹いている。国際協調の機運をどう守り、発展させていくのか。キャスターの国谷裕子（くにやひろこ）さんが、国連の責任者に展望を聞いた。トーマス・ガス国連事務次長補は、相互依存のなか、米国といえども一国だけでは課題解決は進まず、各国と



紙面掲載記事

（2030 SDGsで変える）「SDGs」日本が牽引を 国谷さん、国連責任者に聞く (2017/01/31)

気候変動やグローバル化で深刻化する問題に対応するため、2015年9月に国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs〈エスディーゼーズ〉）に、超大国の孤立主義という逆風が吹いている。国際協調の機運をどう守り、発展させていくのか。キャスターの国谷裕子（くにやひろこ）さんが、国連の責任者に展望を聞いた。▼2面=インタビュー詳報、5面=SDGsとは トーマス・ガス国連事務次長補は、相互依存のなか、





2015 SDGs

<http://www.asahi.com/special/sdgs/>
朝日新聞デジタル
「国谷裕子さんと考えるSDGs」
2017年1月31日WEB公開

朝日新聞 DIGITAL

SDGs | 国谷裕子さんと考える

最新インタビュー



トーマス・ガス氏
トランプ大統領で後退するのか
2017/1/31



トーマス・ガス氏
企業と若者、変化の担い手に
2017/1/31



トーマス・ガス氏
先進国の進むべき道は
2017/1/31



トーマス・ガス氏
SDGsがめざすもの
2017/1/31

関連記事



「新しいものさし」で考えよう
SDGsの17目標
2017/1/31



「焼き豆腐指数」って何だ フードロスに立ち向かう
2017/1/31

<http://www.asahi.com/special/sdgs/>
朝日新聞デジタル
「国谷裕子さんと考えるSDGs」
2017年1月31日WEB公開

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

17 GOALS TO TRANSFORM OUR WORLD



http://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_logo/

国際連合広報センター(SDGsのロゴダウンロード頁)日本語版

今後は...ザグロゴ＝“SDGs”をどう使うかがポイントになる。
某大手経済新聞にては

- ① 新たな経営計画やCSR計画の策定指針にするケース。
- ② 自社の製品やサービスがSDGsの課題解決にどのように生かせるのかを顧客や投資家に伝える共通言語として使うケース。
- ③ 社員の奮起を促し、新しい事業のアイデアを社内から拾いあげる取り組みに使うケース。

...って記事も出てが...小職はもっと手取り早く生かせるのが
皆さんの今日の関心事「廃棄物の適正処理再生」だと強く思
う訳で...





私たちのSDGs-THE GLOBAL GOALS

- 専門筋だからできる手取り早い提言
- No.12から入るザグロゴ世界観



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

17 GOALS TO TRANSFORM OUR WORLD



12番...英語のニュアンスからすると...一番最初の「責任ある消費」
って変な日本語でした...その後
「つくる責任つかう責任」
現在は責任ある生産と責任ある消費を
経て...「持続可能な消費と生産」の日本語
訳に落ち着きました♪



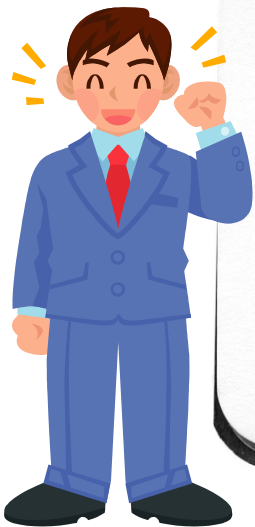
まとめ：
新世紀になって
からの開発目標
の後半戦が...

SDGs

Sustainable
Development
Goals = ザグロ
ゴ

Point

循環型社会から
持続可能な社会
へ...責任ある消
費 (書き換え
て) 持続可能な
消費と生産をす
る責務が追加。



2015 SDGs



トーダイ学術講演-予稿集の概説①

廃棄物管理の新基軸サプライープ型『責任ある消費』と二酸化炭素排出抑制への取組み

エコシス・コンサルティング (株)
代表取締役 環境プランナーERO
平田耕一 HIRATA Koichi

持続可能な社会への扉が開いた 2016 年を強く意識せよ

「大量生産・大量消費・大量廃棄」の二十世紀が終わりを告げ、二十一世紀は「環境の世紀」と唱えられた。二十一世紀ははじまってから千支一回りとはつきに過ぎた。企業にとっては、いつものようにルーチンワークが始まる春が、そして行政は次年度予算の折衝を組み立てる夏が来る。ただ2016年のそれは、いつもとはずいぶん違う一変をともなうスタートとなった筈だ。

わが国においても、主に企業の社会的責任、環境問題に加え新たに社会問題としての「労働力不足」を、自らで掲げ、環境問題と

とはいえ、実際にその指標で業界（企業セグメント）の競合他社と比較対象可能にさせるには、それらは大括り過ぎるし、優先順位づけをしても…「使えない枠組み」だった。

たとえば企業が自社の考えるマテリアリティで細かく分類をして評価しても、それが他社のものと同一でなく比較できないとステークホルダー（利害関係者：投資家や消費者・その他大勢）の琴線に触れる訴求ができない…その意味で指標の括り方とその成果の見せ方が、課題でもあり問題でもあった。

そんな曖昧で孤立していた「使えない指標群」が、2015年秋から冬にかけて理論構築がいつきに収斂し、それらの指標をツール化すれば、その成果物は、これまでよりも抜群に比較対象可能で、ステークホルダーにとり易く

予稿集[proceeding]
prāsidiŋ(米国英語)の
概説ってのも可笑しな
もんですけど。
せつくなので...

においても普通におこなわれるるので、その実務を少し整理整頓的にも有効で有用な手段にして言えば、リサイクルコストが適あること（「間尺に合わない」再は将来性＝持続可能性が怪しいな遠回りを軌道修正しながら、を避けて実利を得ること。）を推

中（＝ステークホルダー）へは、“廃棄物処理再生の実務”なしていれば…国連のグローバル七の目標パネル」のなかで十二ピクスの帯がロゴになっている

の場面メント達目生

「廃棄物管理」をTHE GLOBAL GOALS

CSRを標榜する企業でなくとも、の管理は、廃棄物処理法という法で周到に管理されている。適加工し、流通販売し、そして使

境プランナースクーリングテクノロジー 環境プランナー認定講師より抜粋転載

ブライ・ループ・マネジメント

チェーンは既にカタカナ英語とスの場面で使われています。本大震災で罹災した部品工場の本が途切れてしまっ、世界的み立て工場が生産停止に追い込をサプライ・チェーン分断によるカーの部品弱者化」とニュース上げられました。

ナ表記になっているサプライ・マネジメント(略称:SCM)も、経済産省だった時代には、サプライをチェーンを「連鎖」、マネジメントと置き換えて「供給連鎖管理」していました。メイド・イン・ジャ「安かろう悪かろう」の時代に、部品調達をきちんと管理して品質こう行われた管理手法です。

達から、加工製造・流通まで、消るといわれる「川上側」にあるを管理していこうとの取り組み結果、日本製品は1980年代後半・安心・高品質」の代名詞となっ一ケツに評価されました。環境った2001年以降、世界的に化学規制がはじまった側面でも、この理のおかげで、部品に何が含まれ素材原料にはどんな性状のマテリアっているのか…をトレースできる仕入れることができました。

介:

ったこういち)

コンサルティング株式会社 代表取締役

業物3Rのビジネススキーム構築解説。環境省中央環境審議会委員、国交省社会資本整備審議会専門委員を歴任。政府及び外務省、各産業団体、製造業への意見書提出は累計で200を超。民間セミナー会社、メディア、大学、高校、消費者団体、NPO団体を対象とした講演登壇は年々。各種媒体へのコラム掲載記事は多数。リサイクル業界の発言力のあるコンサルタントと

録タレントシートより抜粋転載)



トーダイ学術講演-予稿集の概説②



一般社団法人 環境プランニング学会 春季学術講演会（2016年6月4日：東京大学本郷キャンパス山上会館）にて環境系東京大学名誉教授の先生の皆様（つまりは環境プランナー-ERO有資格者のお仲間）へ時事問題への企業対応の考察として講演をさせて頂きました♪

キーワードをラインマークする時間もモッタイないので目で追ってください。
その意味では「予め」というよりお持ち帰り後の「復習・反復」に使ってください。



全4ページで
起承転結...

廃棄物管理の新基軸サプライーブ型『責任ある消費』と二酸化炭素排出抑制への取り組み
エコシス・コンサルティング(株)
代表取締役 環境プランナー-ERO
平田耕一 HIRATA, Koichi

持続可能な社会への扉を開いた 2016 年を強く意識せよ

「大量生産・大量消費・大量廃棄」の二十世紀が終わり、二十一世紀は「環境の世紀」と唱えられた。二十一世紀ははじまってから千支一回りとはとくに過ぎた。企業にとっては、いつものようにルーチンワークが始まる春が、そして行政は次年度予算の折衝を組み立てる夏が来る。ただ2016年のそれは、いつもとはずいぶん違う一覺悟をとまなうスタートとなった筈だ。

わが国においても、主だった企業は「CSR：企業の社会的責任。従来の経済的・法的責任に加え新たに社会的な問題にコミットする企業姿勢」を、自らのブランドの付加価値として掲げ、環境報告やCSR活動のドキュメント（例えばWEBや書類・報告書）を通じて情報開示を行ってきた。それに呼応するように投資家も投資への目論見を変化させてきた。

それは、ネガティブスクリーニングを使った減点排除の手法となるSRI（「社会悪」な企業には投資をしない社会的責任投資）から発展させた指標を判断基準にして「ESG投資：投資は対象企業の「環境」「社会」「企業統治」をみて積極的に判断する」カタチに展開してきている。

循環型社会とその先にある持続可能な社会構築への布石として、喜ばしいことはある。

とはいえ、実際にその指標で業界（企業セグメント）の競合他社と比較対象可能にさせるには、それらは大括り過ぎるし、優先順位づけをしても…「使えない枠組み」だった。

たとえ企業が自社の考えるマテリアリティで細かく分類をして評価しても、それが他社のものと同一でなく比較できないとステークホルダー（利害関係者：投資家や消費者・その他大勢）の視線に触れる訴求ができない…その意味で指標の括り方とその成果の見せ方が、課題でもあり問題でもあった。

そんな暖昧で孤立していた「使えない指標群」が、2015年秋から冬にかけて理論構築がいくに収斂し、それらの指標をツール化すれば、その成果物は、これまでよりも按群に比較対象可能で、ステークホルダーにとってもわかり易く表現できると強くおもえる建て付けになった。

その建て付けが2015年9月の「THE GLOBAL GOALS: SDGs」となる。そこで示された新しい開発目標の十七のゴールの十三番目に「気候変動に対する具体的な行動」というパネルがあり、それはその三ヶ月後2015年12月のCOP21の野心的な目論見＝到達点…二酸化炭素排出ゼロへむけたサプライーブ管理の再構築設定に紐付いていく…。いままでであった環境配慮型経済活動を循環利用型にして、そして持続可能な社会構築に順次ステップアップしていく舞台回しの到達点がより立体的で各項目の関係性を強く意識できるようになったわけだ。まさにその2015年第4四半期のこれらの整理整頓に対して、磨が通った2016年は、思考の逡巡から具体的行動の実行へと持続可能な社会への構築にむけて扉を開いた記念すべき年号となる。

持続可能な社会への開扉を意識せよ

- ✓ **大量生産・大量消費・大量廃棄からの完全なる決別は未達…それは川下側の一元管理に興味も関心もないことが原因。**
- ✓ **社会悪排除のSFIの発展進化型となる加算主義ESG投資やマテリアリティ重点課題評価をよりわかり易くステークホルダーにエンゲージメントすることが急務。**
- ✓ **2030SDGsと2020The Paris Agreementをどうこなすのか？**



起承転結
の「起」...

開扉(かいひ)扉が開くこと≡ご開帳...いよいよ環境プランナーの活躍の舞台が...♪

廃棄物管理の新基軸サプライープ型『責任ある消費』と二酸化炭素排出抑制への取組み
エコシス・コンサルティング (株)
代表取締役 環境プランナーERO
平田耕一 HIRATA, Koichi

持続可能な社会への扉が開いた 2016 年を強く意識せよ

「大量生産・大量消費・大量廃棄」の二十世紀が終わり、二十一世紀は「環境の世紀」と唱えられた。二十一世紀ははじまってから千支一回りはとくに過ぎた。企業にとっては、いつものようにルーチンワークが始まる春が、そして行政は次年度予算の折衝を組み立てる夏が来る。ただ 2016 年のそれは、いつもとはずいぶん違う覚悟をとまなうスタートとなった筈だ。

わが国においても、主だった企業は「CSR：企業の社会的責任。従来の経済的・法的責任に加え新たに社会的な問題にコミットする企業姿勢」を、自らのブランドの付加価値として掲げ、環境報告や CSR 活動のドキュメント（例えば WEB や書類・報告書）を通じて情報開示を行ってきた。それに呼応するように投資家も投資への目論見を変化させてきた。

それは、ネガティブスクリーニングを使った減点排除の手法となる SRI（「社会悪」な企業には投資をしない社会的責任投資）から発展させた指標を判断基準にして「ESG 投資：投資は対象企業の「環境」「社会」「企業統治」をみて積極的に判断する」カタチに展開してきている。

循環型社会とその先にある持続可能な社会構築への布石として、喜ばしいことではある。

とはいえ、実際にその指標で業界（企業セグメント）の競合他社と比較対象可能にさせるには、それらは大括り過ぎるし、優先順位づけをしても「使えない枠組み」だった。

たとえ企業が自社の考えるマテリアリティで細かく分類をして評価しても、それが他社のものと同一でなく比較できないとステークホルダー（利害関係者：投資家や消費者・その他大勢）の琴線に触れる訴求ができない…その意味で指標の括り方とその成果の見せ方が、課題でもあり問題でもあった。

そんな曖昧で孤立していた「使えない指標群」が、2015 年秋から冬にかけて理論構築がいきなり収斂し、それらの指標をツール化すれば、その成果物は、これまでよりも抜群に比較対象可能で、ステークホルダーにとってもわかり易く表現できると強くおもえる建て付けになった。

その建て付けが 2015 年 9 月の「THE GLOBAL GOALS: SDGs」となる。そこで示された新しい開発目標の十七のゴールの十三番目に「気候変動に対する具体的な行動」というパネルがあり、それはその三ヶ月後 2015 年 12 月の COP21 の野心的な目論見＝到達点…二酸化炭素排出ゼロへむけたサプライープ管理の再構築設定に紐付いていく…。いままであった環境配慮型経済活動を循環利用型にして、そして持続可能な社会構築に順次ステップアップしていく舞台回しの到達点がより立体的で各項目の関係性を強く意識できるようになったわけだ。まさにその 2015 年第 4 四半期のこれらの整理整頓に対して、暦が進んだ 2016 年は、思考の遡巡から具体的行動の実行へと「持続可能な社会への構築にむけて扉を開いた記念すべき年号となる。

におこなわれるよ
実務を少し整理整
有用な手段にして
イクルコストが適
尺に合わない”再
産可能性が怪しい
も道修正しながら、
を得ること。）を推

クホルダーら）へ
処理再生の実務”
…国連のグローバ
ル」のなかで十二
ロゴになっている
あたるから、それ

環境報告の場面
再生マネジメント
2030 年の到達目
ALS の[12
& Production]
ンにも配慮した生
スさせるモノづく
なっています。
なればよい。

「廃棄物管理」を
THE GLOBAL GOALS

る企業でなくとも、
棄物処理法という法
されている。
販売し、そして使
長寿命化を目指して

国連目線で考えるサプライ管理トハ

- ✓ ザグログは“新しい地球規模の開発目標”その12番は“責任ある生産と消費”のメビウスの帯。
- ✓ わが国における廃棄物のサプライ管理は不法投棄対策で一定の効能を発揮。とはいえ成果の見せ方はリサイクル率を高めることに始終し関係者は辟易。
- ✓ みせかたの工夫に強力な助っ人と新しい舞台到来と考えるべき。



起承転結
の「承」...

サプライ管理とは現在
はサプライチェーンマ
ネジメントでカタカナの
前は「供給連鎖管理」
でした...♪

持続可能な社会を見据えた「ザグログ」THE GLOBAL GOALS 指標で変えるモノづくりと流通のサプライチェーン管理・循環利用型社会への対応トハ

このザ・グローバル・ゴールズ (THE GLOBAL GOALS) は「17の目標パネル」で構成されている“新しい地球規模の開発目標”であり、2015年9月に世界の193の国と地域の指導者が国連 (UNCTAD: 国連貿易開発会議) で採択したものだ。…「いきなり国連にリンクってどういうコト？」って疑問符だらけかもしれないが…あきらめずに読み進めてほしい。十七の目標パネルは膨大な議論の末に行き着いた“われわれ人類が理想とする世界の姿”を示してくれている。(図参照)

http://www.unice.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2020agenda/

<http://www.globalgoals.org/ja/>

ではどんなステップを踏んで、わが社の廃棄物処理再生マネジメントの成果と、このグローバルゴールズをリンクさせるかという…まずは“実務”。

企業の事業活動によって生じた製品以外の“何らかのブツ”(=負の製品：製品そのものを“正の製品”と呼び、それ以外の廃棄物とその仲間たちを“負の製品”と呼び分けて)をきちんと3Rの観点で管理して、製造原料にレバリサイクル材として復活させたり、他の用途にカスケードリサイクルして…きちんと循環の輪っか「メビウスの帯」を回そうという…そんなことを示していく。…こういう行為自体は、モノづくり企業はもちろ

ん、流通系においても普通におこなわれるようになっていて、その実務を少し整理整頓して、経済的にも有効で有用な手段にしていく…約めて言えば、リサイクルコストが適正で汎用性があること(“間尺に合わない”再生や再資源化は将来性=持続可能性が怪しい行為で、そんな遠回りを軌道修正しながら、手段の目的化を避けて実利を得ること。)を推進すればよい。

そして「世の中(=ステークホルダー)への“見せ方”は、“廃棄物処理再生の実務”をきちんとこなしていれば…国連のグローバルルール「十七の目標パネル」のなかで十二番目にあるメビウスの帯がロゴになっている「責任ある消費」がこれにあたるから、それとリンクをさせればよい。

例えば、CSRの成果発表や環境報告の場面で、「わが社の廃棄物処理再生マネジメントは業界に先駆けて、国連が2030年の到達目標に掲げたTHE GLOBAL GOALSの[12 Responsible Consumption & Production] (消費後のサプライチェーンにも配慮した生産と流通消費行動をバランスさせるモノづくりや販売をすること)につながっています」と胸を張って言えるようになればよい。

“法的に管理されている”「廃棄物管理」を部分最適から全体最適へTHE GLOBAL GOALSの目標パネルに到達せよ

そもそもCSRを標榜する企業でなくとも、廃棄物処理の管理は、廃棄物処理法という法律に基づいて周到に管理されている。モノを製造加工し、流通販売し、そして使用し、メンテナンスし、長寿命化を目指して

ースクーリングテキ
境プランナー認定講
義

ープ・マネジメント

既にカタカナ英語と
使われています。

被災した部品工場の
でしあって、世界的
が生産停止に追い込
・チェーン分断によ
弱体化」とニュース
した。

っているサプライ・
(略称:SCM)も、経済
代には、サプライを
連鎖)、マネジメ
えて“供給連鎖管
メイド・イン・ジャ
かろう”の時代に、
ちゃんと管理して品質
いた管理手法です。

製造・流通まで、消
る“川上側”にある
ていこうとの取り組み
製品は1980年代中半
品質の代名詞となっ
評価されました。環境
手以降、世界的に化学
まった側面でも、この
で、部品に何が含まれ
はどんな性状のマテリ
…をトレースできる仕
ができました。

廃棄物管理を全体最適化し到達せよ

- ✓ わが国の廃棄物管理の法的な要求項目は、正の製品（動脈製品）と負の製品（静脈製品）を其々の専管法で分断している。
- ✓ それではいつまでたっても廃棄物はコストであり、お荷物。
- ✓ メビウスの帯とマテリアルフローの管理に投入するエネルギー削減の観点から全体最適を目指せば“三方+αのよし”へ。



起承転結
の「転」...

モノづくりを動脈産業（川上側）。廃棄物の処理再生は静脈産業（川下側）とも表現されます...♪



SCMからSLMで責任ある消費を！

- ✓ 旧来の供給連鎖を超えて“原材料調達と処理再生”をつなぐ…鎖から輪っかへの思考転換で廃棄物処理を支出コストから利得ベネフィットへ。
- ✓ エネルギーのCO₂原単位が投資の引き上げ判断となる時代はすぐそこに！つぎはマテリアルのループができているかが勝負に。
- ✓ そのためには現状の把握が重要で企業は廃棄物の処理再生に長けた企業セグメントとの連携と応用力のある“戦略的な人材と教育”を謀る（はかる）べき。
- ✓ （なおかつ）残された時間はとても少ない…



起承転結
の「結」…

動静脈連携は「持続可能な責任と消費」
へ昇華可能
まさに「グリーン・コンシューマからスマート・コンシューマへ」*1の転換期…♪

*1 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (NACS)

2007 年あたりから、経済産業省や国土交通省の専門委員会が「これからの循環型社会を構築するためには、これまで川上側（消費者からみて）のみに特化していた SCM を、消費者の川下側まで範囲を広げて、川上から川下へ一括して管理する川上&川下SCMの構築が必要」と議論されるようになりました。この考え方は 3.11 東日本大震災以降は BCP、すなわち企業の事業継続計画の上でも重要な視点として注目され、最近では“川上側 SCM”と“川下側 SCM”をそれぞれ“動脈 SCM”や“静脈 SCM”と言い換えたり、“川上&川下 SCM”、“動 静 脈 SCM”をまとめた言葉として“サプライ・ループ・マネジメント：略称 SLM”と新語で表現する場面も増えてきました。SLM の LOOP（環）は、SCM の CHAIN（鎖）の両端を繋いで、ゆりかごからゆりかごまでを一括管理する、適正循環と資源確保までも念頭に置いたマネジメントの手法です。

本項執筆者紹介：

平田耕一（ひらた こういち）

エコシス・コンサルティング株式会社 代表取締役 環境プランナーERO

専門分野は廃棄物3Rのビジネススキーム構築と関連法規の解説。環境省中央環境審議会廃棄物専門委員、国交省社会資本整備審議会建設リサイクル専門委員を歴任。政府及び外郭団体への報告書執筆、各種業団体、製造業・流通業への意見書提出は累計で200を超える。行政庁、民間セミナー会社、メディア、大学院、大学、高校、消費者団体、NPO 団体、経営者団体を対象とした講演登壇は年間150回をこなす。各種媒体へのコラム掲載やインタビュー記事は多数。リサイクル業界でもっとも発言力のあるコンサルタントとして知られている。

（メディア登録タレントシートより抜粋転載）



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

17 GOALS TO TRANSFORM OUR WORLD



http://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_logo/

国際連合広報センター(SDGsのロゴダウンロード頁)日本語版

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

17 GOALS TO TRANSFORM OUR WORLD



http://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_logo/

国際連合広報センター(SDGsのロゴダウンロード頁)日本語版

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

17 GOALS TO TRANSFORM OUR WORLD



http://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_logo/

国際連合広報センター(SDGsのロゴダウンロード頁)日本語版

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

17 GOALS TO TRANSFORM OUR WORLD



http://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_logo/

国際連合広報センター(SDGsのロゴダウンロード頁)日本語版

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

17 GOALS TO TRANSFORM OUR WORLD



http://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_logo/

国際連合広報センター(SDGsのロゴダウンロード頁)日本語版

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

17 GOALS TO TRANSFORM OUR WORLD



http://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_logo/

国際連合広報センター(SDGsのロゴダウンロード頁)日本語版

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

17 GOALS TO TRANSFORM OUR WORLD



もう一度、ザグロゴ17パネルをみてみましょう♪
 それと先発隊の欧米では有識者から
 「企業はザグロゴ17パネルを一部のみ
 ツマミ食いしてはならない」と警鐘が鳴
 らされています...ご注意を♪
 あと人権もoffsetできない...
 日本はあまあま

<http://www.un.org/sustainabledevelopment/>
 国際連合広報センター (国連広報センター) (ホームページ) 日本語版



ラギー教授は
「企業はSDGs17の目標のすべてに対する可能な貢献について評価をするつもりがないように見える。マテリアリティ(重要性)、または単にビジネスのリスクとビジネスチャンスを判断基準にイイトロドリを「チェリーピック(ツマミ食い)」をする傾向があるのは困ったことだ(怒)」と指摘しました。

また人権と気候変動の根本的な違いとして、人権はカーボンオフセットのようにオフセット(埋め合わせ)することができないことも強調しました。

(在英: サステナビジョン下田屋 毅レポートより意識引用)

<http://www.sustainavisionltd.com>

John Gerard Ruggie
米国政治学者 アナン国連事務総長時代のシニアアドバイザーを務め、企業に対しての人権・労働基準・環境分野への9原則「グローバルコンパクト」設立の立役者。





モノづくり司令塔-経済産業省の再編

- 振り出しからアガリまで-の一体感とは
- 周回遅れからの挽回は2020動静脈連携



廃棄物処理法制の全体像理解を…

きょうは「廃棄物処理法」いわゆる「廃掃法」を理解するための研修です。

とはいえ、それを理解するためには…まずは…「廃棄物に関連する法制度」の全体像と「廃掃法」につながる「廃棄物関連法」の歴史的足取りを理解する事が大事だと思います。

で…時事の法制度の全体像を理解するには経産省発行の資源循環ハンドブック暦年版が好都合ですよ♪



資源循環ハンドブック 2016 法制度と3Rの動向



<http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/pamphlet/>

経産省のハンドブックは必携の事…

資源循環ハンドブックのあらまし

2003初版.2004.(2005欠番)
2006.2007.2008.2009.2010.2011.
2012.2013.2014.2015.2016.
英語対訳版同時発行-2003初版.
2004.2006.2007.2008.2010.
中国語対訳版同時発行-2007.
発行元はすべて経済産業省産業
技術環境局リサイクル推進課
受託元は2003初版にのみ財団法人
クリーン・ジャパン・センターの表
記アリ。

RRRの三兄弟は2014年から表紙
～表舞台～に表示。(正確には復活)



<http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/pamphlet/>

廃棄物処理法制のマンダラ

全体像理解には最新版「資源循環ハンドブック2016」の12ページにⅡ章「循環型社会形成のための法制度と3R政策」に判りやすい図があります。

モノづくり企業にはこのハンドブックが使いやすいです。

神様仏様の相関図♪...
マンダラ(曼荼羅मण्डल)デス



<http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/pamphlet/>

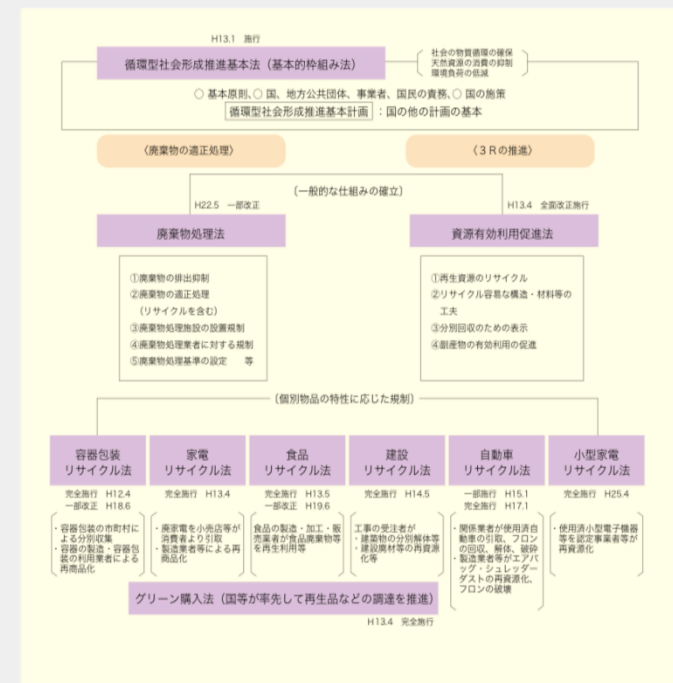
Ⅱ 循環型社会形成のための法制度と3R政策

1 法体系

平成3年の「再生資源利用促進法（改正されて資源有効利用促進法となった）」の施行以来の10数余年にわたる廃棄物の発制抑制（リデュース）、リユース、リサイクルの促進についての経験と施策を踏まえ、法律の整備が体系的に進められてい

ます。平成18年6月には「容器包装リサイクル法」、平成19年6月には「食品リサイクル法」がそれぞれ改正され、平成25年4月には「小型家電リサイクル法」が施行されました（図-Ⅱ-1）。

図-Ⅱ-1 循環型社会の形成の推進のための施策体系



ザグロゴNo.12との連携性考察

でこの「資源循環ハンドブック2016」の13ページに製品のライフサイクル(LC)「ゆりかごから墓場まで」と関連する法規制の解説があります。モノづくり企業には解説不要でしょうけど♪

大事なのはこの製品のライフサイクルに責任持とうぜ!!...ってのがTHE GLOBAL GOALSの12番“責任ある生産と消費”なんです。...どうですか？身近でしょ♪



<http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/pamphlet/>

図- II -2a 製品のライフサイクルからみた各法律の位置付け

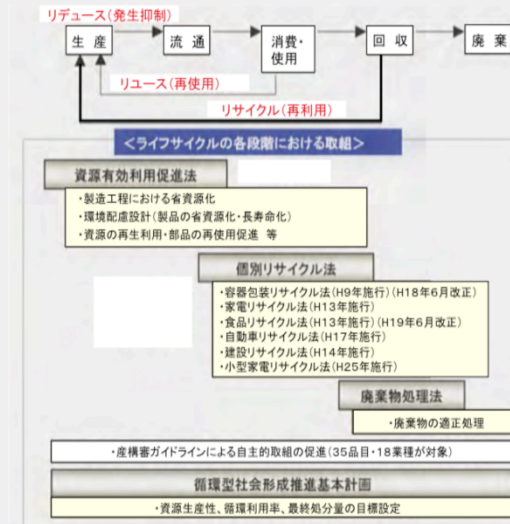


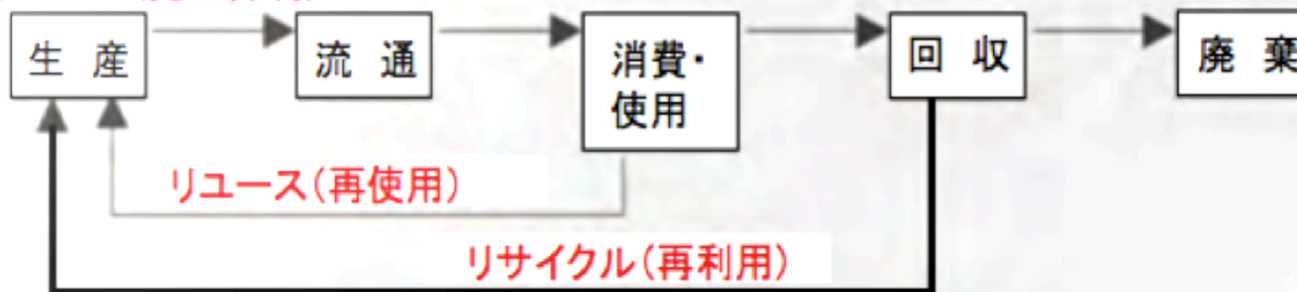
図- II -2b 循環型社会の形成の歴史

年	法律(施行)	社会情勢等
1945		廃棄物の問題は汚物による公衆衛生の問題を解決する「衛生問題」。
1960		大量の廃棄物が排出される中で不適正な処理による環境汚染が拡大。
1971	廃棄物処理法	…産業廃棄物も含めた廃棄物の処理責任や処理基準等を規定。
1991	再生資源利用促進法	…法律に基づくリサイクルの取組の促進の開始。
1993	バーゼル法	…容器包装6品目のリサイクル開始。
2000	容器包装リサイクル法	天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減した「循環型社会」の構築。
2001	循環型社会形成推進基本法 資源有効利用促進法 家電リサイクル法 食品リサイクル法 グリーン購入法	…リサイクルの前にリデュース、リユースが優先する 3R の概念。 …再生資源利用促進法を全面改正。3R の取組を総合的に推進。
2002	建設リサイクル法	
2005	自動車リサイクル法	
2006	容器包装リサイクル法改正	
2007	食品リサイクル法改正	
2008	第2次循環基本計画策定	
2013	小型家電リサイクル法	…これまで大半が埋立処分されていた使用済小型家電のリサイクル開始。

ザグロゴNo.12との連携性考察

2a 製品のライフサイクルからみた各法律の位置付け

リデュース(発生抑制)



<ライフサイクルの各段階における取組>

資源有効利用促進法

生産工程における省資源化

(資源効率・長寿命化)

製品のライフサイクル
(LC)の部分を超拡大し
ます♪「図Ⅱ-2a」

<http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/pamphlet/>

社会情勢等

廃棄物の問題は汚物による公衆衛生の問題を解決する「衛生問題」。

大量の廃棄物が排出される中で不適正な処理による環境汚染が拡大。

…産業廃棄物も含めた廃棄物の処理責任や処理基準等を規定。

…法律に基づくリサイクルの取組の促進の開始。

…容器包装6品目のリサイクル開始。

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減した「循環型社会」の構築。

…リサイクルの前にリデュース、リユースが優先する 3R の概念。

…再生資源利用促進法を全面改正。3R の取組を総合的に推進。

…これまで大半が埋立処分されていた使用済小型家電のリサイクル開始。

1971	廃棄物処理法
1991	再生資源利用促進法
1993	バーゼル法
2000	容器包装リサイクル法
2001	循環型社会形成推進基本法
	資源有効利用促進法
	家電リサイクル法
	食品リサイクル法
	グリーン購入法
2002	建設リサイクル法
2005	自動車リサイクル法
2006	容器包装リサイクル法改正
2007	食品リサイクル法改正
2008	第2次循環基本計画策定
2013	小型家電リサイクル法

ザグロ!?!一元管理...METI組織再編



経済産業省

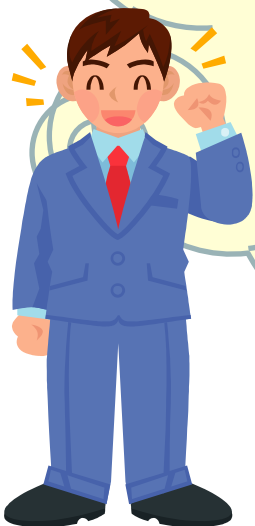
Ministry of Economy, Trade and Industry

昨夏はチョーびっくりしました。METI(経済産業省)の製造産業局が組織変更デス!!...それはそれは大騒ぎで♪馴染むまで半年掛かりました(霞ヶ関&永田町ロビースト肌感覚)

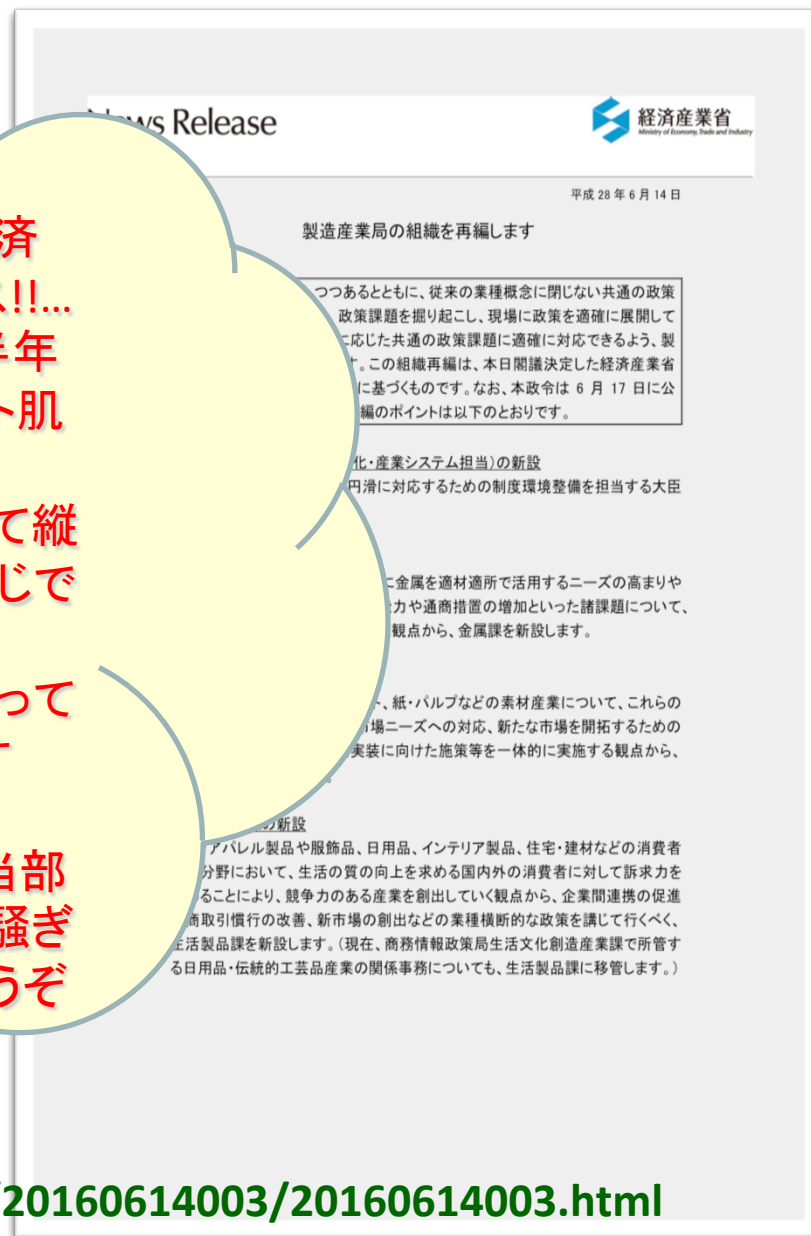
課長が減りましたし!縦割りが緩和されて縦横無尽?斜めも含め串刺しになった感じです。

THE GLOBAL GOALS実現への一元管理ってのは小職の“希望的観測”ではありますが...

モノづくり企業は分掌規定も含めて担当部署が変わったのですからそれはもう大騒ぎの筈です。これからの業界は早めにどうぞ騒いで♪



<http://www.meti.go.jp/press/2016/06/20160614003/20160614003.html>



ザグロ!?!一元管理…METI組織再編

製造産業局の組織を再編します



6月14日

製造業の構造が変化しつつあるとともに、従来の業種概念に閉じない共通の政策課題が顕在化している中、政策課題を掘り起こし、現場に政策を適確に展開していく観点から、製品の特質に応じた共通の政策課題に適確に対応できるよう、製造産業局の組織を再編します。この組織再編は、本日閣議決定した経済産業省組織令の一部を改正する政令に基づくものです。なお、本政令は6月17日に公布施行する予定です。組織再編のポイントは以下のとおりです。



報道発表には“業種概念に閉じない”…
“共通の政策課題”…“一体的に実施”とか心強いフレーズが随所に♪
環境省も変わらないとね(独り言)

<http://www.meti.go.jp/press/2016/06/20160614003/20160614003.html>

ザグロ!?一元管理…METI組織再編

製造産業局組織見直し全体像

平成28年6月17日(金)～

<再編前>

<再編後>

…再編関係課

参事官室/ものづくり政策審議室/製造技術戦略室/通商室/水・プラント室

参事官室/ものづくり政策審議室/製造技術戦略室/通商室/水・プラント室

鉄鋼課 (鉄鋼)

(新設)

大臣官房参事官 (デジタル化・産業システム担当)

・製鉄企画室

(第四次産業革命 (I o T等) による製造業のデジタル化等への対応)

非鉄金属課 (非鉄、レアメタル、レアアース)

金属課 (鉄鋼、非鉄、レアメタル、レアアース等)

・希有金属室

・金属技術室

化学物質管理課

・企画官 (国際担当)

化学課 (化学)

化学物質管理課

・機能性化学品室

素材産業課 (化学、ガラス、セメント、紙パルプ、炭素繊維、セルロースファイバー等)

・アルコール室

・革新素材室

住宅産業窯業建材課 (住宅、建材)
(ガラス、セメント)

・企画官 (競争力強化担当)

産業機械課/ロボット政策室/素形材産業室

・企画官 (国際担当)

自動車課/車両室

・アルコール室

航空機武器宇宙産業課/宇宙産業室

生活製品課 (繊維、服飾品、皮革、日用品、伝産品、住宅、建材等)

繊維課 (繊維)

・住宅産業室/企画官 (技術・国際担当)

(炭素繊維)

・伝統的工芸品産業室/企画官 (地場産品担当)

・通商室

・企画官 (事業環境整備担当)

紙業服飾品課 (皮革、服飾品)
(紙パルプ、セルロースファイバー)

産業機械課/ロボット政策室/素形材産業室

【商務情報政策局】生活文化創造産業課

自動車課/車両室

・日用品室/伝統的工芸品産業室 (日用品、伝産品)

航空機武器宇宙産業課/宇宙産業室

7が3
に





SDGs-実務としてステップとツール

- 産廃行政庁との符合確認
- 目論見型-廃棄物処理再生経路の創造
- あるのに使っていないツールたち

Step ZERO：行政庁との符合確認

排出事業者責任を完遂するための準備-ステップzero-産廃行政庁116と排出事業所所在符合確認SHEET

産廃行政庁	都道府県	備考欄	排出事業所所在チェック欄
1	北海道		
2	青森県		
3	岩手県		
4	宮城県		
5	秋田県		
6	山形県		
7	福島県		
8	茨城県		
9	栃木県		
10	群馬県		
11	埼玉県		
12	千葉県		
13	東京都		
14	神奈川県		
15	新潟県		
16	富山県		
17	石川県		
18	福井県		
19	山梨県		
20	長野県		
21	岐阜県		
22	静岡県		
23	愛知県		
24	三重県		
25	滋賀県		
26	京都府		
27	大阪府		
28	兵庫県		
29	奈良県		
30	和歌山県		
31	鳥取県		
32	島根県		
33	岡山県		
34	広島県		
35	山口県		
36	徳島県		
37	香川県		
38	愛媛県		
39	高知県		
40	福岡県		
41	佐賀県		
42	長崎県		
43	熊本県		
44	大分県		
45	宮崎県		
46	鹿児島県		
47	沖縄県		

産廃行政庁	指定都市	中核市	その他	備考欄	排出事業所所在チェック欄
48	旭川市				
49	札幌市				
50	仙台市				
51	仙台市				
52	仙台市				
53	仙台市				
54	仙台市				
55	仙台市				
56	仙台市				
57	仙台市				
58	仙台市				
59	仙台市				
60	仙台市				
61	仙台市				
62	仙台市				
63	仙台市				
64	仙台市				
65	仙台市				
66	仙台市				
67	仙台市				
68	仙台市				
69	仙台市				
70	仙台市				
71	仙台市				
72	仙台市				
73	仙台市				
74	仙台市				
75	仙台市				
76	仙台市				
77	仙台市				
78	仙台市				
79	仙台市				
80	仙台市				
81	仙台市				
82	仙台市				
83	仙台市				
84	仙台市				
85	仙台市				
86	仙台市				
87	仙台市				
88	仙台市				
89	仙台市				
90	仙台市				
91	仙台市				
92	仙台市				
93	仙台市				
94	仙台市				
95	仙台市				
96	仙台市				
97	仙台市				

許可番号表示に答えがある...11桁の最初の3桁

廃棄物の定義と区分：
つまりはナニが廃棄物
(定義)で、どんな条件が
備わると(備わらないと)
産廃になるのか!!
本当は一番関心事デス...
当然ながらセミナーにて
の質問も集中します♪
全部答えますが、自分で
必要なスキルを磨いて
ください。



巻末にA4判のフルサイズプリントを付録綴じ込みしました。でもスキルを磨くにはデータでないと...なので...エコシス・コンサルティング株式会社オリジナルExcelシートをセミナー事務局(奈良県産廃協会)から入手できるように手配致します。

Step 1～25・目論見を相互確認



排出事業者責任を完遂し常に利益を生むマネジメントへ-ステップ1.から25.-廃棄物処理再生目論見チェックSHEET

目論見

選択

契約

運用

確認

報告

1.からはじまって25.まで

- 1) ☐ わが社の事業活動に伴って排出される廃棄物にはどんなものがあるか…
- 2) ☐ それが廃掃法のどの定義区分にあたるのか見当をつけて…
- 3) ☐ その廃棄物がどの場所からどれだけの量で…どれだけの頻度で…
- 4) ☐ どのような処理方法があるのか？何に再生できるかの目論見をつけて…
- 5) ☐ その性状（性質と状態）に合致する能力（許可）をもっている業者を探して…
- 6) ☐ 候補業者の“噂話”も含め周辺の“その他情報”を斜め読みして…
- 7) ☐ 見当をつけた候補の収集運搬・処分が可能な業者に連絡をとって…
- 8) ☐ 契約前に“現地”に出向いて許可状況の余裕度を確認して…
- 9) ☐ 廃棄物の処理に関わる情報のキャッチボールをして…
- 10) ☐ 経済的基盤などのその他財務状況を把握して…
- 11) ☐ 金額を決めて…
- 12) ☐ 処理委託契約書の“雛形”を決めて…
- 13) ☐ “雛形”の項目は必ず埋めて…
- 14) ☐ 処理委託契約書を締結…
- 15) ☐ 産業廃棄物の排出受け渡しと同時に産廃マニフェストを交付して…
- 16) ☐ 回票して閉票して…確認して…のルーチンを習慣化して…
- 17) ☐ 毎回毎回毎回のルーチンワークを続けて…
- 18) ☐ ルーチンを回しながら…
- 19) ☐ マニ記載内容と契約書に書き込んだ内容とのずれ具合を把握しつつ…
- 20) ☐ “情物一致の原則”を貫きつつ…
- 21) ☐ よりよい処理再生の経路に育てていく…
- 22) ☐ で…たまには“現地確認”に行って“現物・現場・現状”をみでくる…
- 23) ☐ マニフェスト交付等の状況報告元データを1年分取りまとめて…
- 24) ☐ 次年度6月末日返に産廃行政庁に報告。（やっとな“ピリオド”かな？）
- 25) ☐ ここで終わらずに…一番大事なことは→THE GLOBAL GOALSや循環型社会構築にむけて常に改善していくこと。（つまり一番最初の目論見に戻りPDCAを回す）

Stepゼロが終わったらいよいよ創意工夫で「わが社の廃棄物にベストマッチな処理再生経路づくり」に着手デス♪
大事なのは現地確認の努力義務とかではなくて…日々の努力を循環型社会の構築、つまりはTHE GLOBAL GOALSにはめ込んで…廃棄物で一儲けすることです。（誤解を恐れず）

巻末にA4判のフルサイズプリントを付録綴じ込みしました。エコシス・コンサルティング株式会社オリジナルパワーポイント&PDFシートをセミナー事務局（奈良県産廃協会）から入手できるように手配致します。



まき直し好機：委託契約書の鉄則

標準様式4
産業廃棄物収集・運搬及び処分委託基本契約書

収入印紙

平成 年

下記契約区分1～3のうちいずれか1つ該当するものに○印を付けてください。

契約区分 1 甲は、甲の事業場から出る産業廃棄物の収集・運搬を乙に委託する。
2 甲は、甲の事業場から出る産業廃棄物の処分を乙に委託する。
3 甲は、甲の事業場から出る産業廃棄物の収集・運搬及び処分を乙に委託する。

本契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲、乙は各々記名押印の上、各1通を保有する。

甲及び乙は、下記「委託業務の内容」に記載された産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）の収集・運搬及び処分を廃棄物の処理及び清掃に関する法律にしたがって適正に行うため、本契約委託基本契約書及び本契約書添付の書類によって産業廃棄物処理委託基本契約を締結する。

住所
排出事業者 氏名（法人にあっては名称） 印（以下「甲」）
(甲) 代表者
住所
処理業者 氏名（法人にあっては名称） 印（以下「乙」と言う。）
(乙) 代表者

最新の委託契約書雛形には 廃棄物の“皮算用”...つまり ①廃棄物品目種類、②数量(頻度)・単価、③適正処理に必要な情報(WDS)...と。

処理業者の“皮算用”...例えば④許可内容、⑤処理能力を記載する欄があります。

また、皮算用とはちょっと毛色が違いますが...再委託の禁止や反社会的勢力(暴力団等)排除条項などが盛り込んで

あります。全部埋めると“意味”があります。



<http://www.zensanpairen.or.jp/publication/form/index.php>

(全産廃連『委託契約書の手引き』ってタイトル)

ぜんさんぱいれん：公益社団法人 全国産業廃棄物連合会の略称

紙（神）マニを知って…電子を知る

(1) 交付手続

2 管理票の交付については、～略～ビルの管理者等が当該ビルの賃借人の産業廃棄物の集荷場所を提供する場合、～略～事業者の依頼を受けて、当該集荷場所の提供者が自らの名義において管理票の交付等の事務を行っても差し支えないこと。なお、この場合においても、処理責任は個々の事業者にあり、産業廃棄物の処理に係る委託契約は、事業者の名義において別途行わなければならないこと。

マニフェスト運用…ジョウブツ一致の原則をつかさどる委託契約書…?!排出側が誹りを免れない産廃マニフェストの交付にかかわる部分なので…電子化も大事な次世代ですが…まずは紙マニの立て付けを理解してください。いつも質問されることはほとんど通知に書いてありますから…ご確認を(笑)

<https://www.env.go.jp/hourei/add/k033.pdf>

（『産業廃棄物管理票制度の運用について(通知)』通知番号は環廃産発第110317001号でいわゆる第116号平成13年3月23日付通知の踏襲コピペ通知です）



神（紙）マニの真髓：記入の鉄則

排出
記入は
引渡と同時...
種類毎に...
行先毎に...
...交付する事

搬入集
排出事業者が
産廃の種類...
産廃の数量...
処理業者の名
称等を...
...正確に記載

保管
保管は
写しA票交付...
運搬完了B2票
処分完了D票
最終処分完了E票
はそれぞれ
送付を受けて...
から5年間
保管

排出事業者は...第12条の3第1項に則り...産業廃棄物の引き渡しと同時に産廃マニフェストを交付（起票のこと）しなければならない。...とされています。

小職は...コンサル先には...『法定保管年限5年かつ自主管理年限は期限を定めない永久保存』としています♪
...理由は秘密です?!...

*1
*2
の投入の場所...
...（2007）-参照

47

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票

交付年月日	1月 日	交付番号	21149357353	整理番号																			
事業者 (排出者)	住所	電話番号		事業 (排出者) 名称																			
産業																							
物																							
中間処理	管理票交付者 (処分委託者) の氏名又は名称及び管理票の交付番号 (登録番号)																						
最終処分	名称/所在地/電話番号																						
運搬受託者	氏名又は名称	住所	電話番号	運搬 (処分) 先 (事業場) 名称																			
処分受託者	氏名又は名称	住所	電話番号	積替 名称																			
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称)	(運搬担当者の氏名)	受領印	運搬 終了年月日	平成 年 月 日																		
処分の受託	(受託者の氏名又は名称)	(処分担当者の氏名)	受領印	処分 終了年月日	平成 年 月 日																		
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号																						
<table border="1"> <tr> <td>照合確認</td> <td>B2票</td> <td>平成</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>D票</td> <td>平成</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>E票</td> <td>平成</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> </table>						照合確認	B2票	平成	年	月	日		D票	平成	年	月	日		E票	平成	年	月	日
照合確認	B2票	平成	年	月	日																		
	D票	平成	年	月	日																		
	E票	平成	年	月	日																		

勘所-い) 日付
なんらかの日付をそれぞれの現認者 (ヒト) がその時点と場所で記入する欄

勘所-ろ) 者-法人
なんらかの者: しゃ (法人格) を当該行為の責任者として記入する欄

勘所-は) 者-人物
なんらかの者: しゃ (人間) を当該行為の現場確認者として記入する欄

勘所-に) 場-地点
なんらかの場: じょう (場所現地) を当該行為が行われる場所そのものを記入する欄

勘所-ほ) 物-ぶつ
当該の物質: ぶっしつの性状 (性質や状態) を示す内容を物理量と伴に記入する欄



排出事業所管理者への付録

■ 排出事業者が知っておくべき条文綴り

6

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号)

最終改正：平成二七年七月一七日法律第五八号

清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）の全部を改正する。

- 第一章 総則
- (目的)
- 第一条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。
- (定義)
- 第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。
- 2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号)

最終改正：平成二七年七月一七日法律第五八号

清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）の全部を改正する。

- 第一章 総則
- （定義）
- 第二条
- 4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。
 - 一 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物
 - 二 輸入された廃棄物（前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第十五条の四の五第一項において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。）を除く。）
- 5 この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号)

最終改正：平成二七年七月一七日法律第五八号

清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）の全部を改正する。

- 第一章 総則
- （事業者の責務）
- 第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となつた場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となつた場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号)

最終改正：平成二七年七月一七日法律第五八号

清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）の全部を改正する。

- **第一章 総則**
- （国及び地方公共団体の責務）
- **第四条** 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。
- **2** 都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めるとともに、当該都道府県の区域内における産業廃棄物の状況をはあくし、産業廃棄物の適正な処理が行なわれるように必要な措置を講ずることに努めなければならない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号)

最終改正：平成二七年七月一七日法律第五八号

清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）の全部を改正する。

- 第一章 総則
- （国及び地方公共団体の責務）
- 第四条
- 3 国は、廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用並びに廃棄物の処理に関する技術開発の推進を図り、並びに国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう適切な措置を講ずるとともに、市町村及び都道府県に対し、前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えること並びに広域的な見地からの調整を行うことに努めなければならない。
- 4 国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号)

最終改正：平成二七年七月一七日法律第五八号

清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）の全部を改正する。

- 第三章 産業廃棄物
- 第一節 産業廃棄物の処理
- （事業者及び地方公共団体の処理）
- 第十一条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。
- 2 市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。
- 3 都道府県は、産業廃棄物の適正な処理を確保するために都道府県が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号)

最終改正：平成二七年七月一七日法律第五八号

清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）の全部を改正する。

- 第三章 産業廃棄物

- 第一節 産業廃棄物の処理

- (事業者の処理)

- 第十二条 事業者は、自らその産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。第五項から第七項までを除き、以下この条において同じ。）の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる産業廃棄物を定めた場合における当該産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「産業廃棄物処理基準」という。）に従わなければならない。

- 2 事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準（以下「産業廃棄物保管基準」という。）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号)

最終改正：平成二七年七月一七日法律第五八号

清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）の全部を改正する。

- 第三章 産業廃棄物

- 第一節 産業廃棄物の処理

- （事業者の処理）

- 第十二条

- 3 事業者は、その事業活動に伴い産業廃棄物（環境省令で定めるものに限る。次項において同じ。）を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物の保管（環境省令で定めるものに限る。）を行おうとするときは、非常災害のために必要な応急措置として行う場合その他の環境省令で定める場合を除き、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 前項の環境省令で定める場合において、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において同項に規定する保管を行つた事業者は、当該保管をした日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号)

最終改正：平成二七年七月一七日法律第五八号

清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）の全部を改正する。

- 第三章 産業廃棄物
- 第一節 産業廃棄物の処理
- （事業者の処理）
- 第十二条
- 5 事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。
- 6 事業者は、前項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号)

最終改正：平成二七年七月一七日法律第五八号

清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）の全部を改正する。

- 第三章 産業廃棄物
- 第一節 産業廃棄物の処理
- （事業者の処理）
- 第十二条
- 7 事業者は、前二項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 9 その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの（次項において「多量排出事業者」という。）は、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号)

最終改正：平成二七年七月一七日法律第五八号

清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）の全部を改正する。

- 第三章 産業廃棄物
- 第一節 産業廃棄物の処理
- （事業者の処理）
- 第十二条
- 10 多量排出事業者は、前項の計画の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない。
- 11 都道府県知事は、第九項の計画及び前項の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする。
- 12 環境大臣は、第九項の環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号)

最終改正：平成二七年七月一七日法律第五八号

清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）の全部を改正する。

- 第三章 産業廃棄物
- 第一節 産業廃棄物の処理
- （産業廃棄物管理票）
- 第十二条の三 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者（中間処理業者を含む。）は、その産業廃棄物（中間処理産業廃棄物を含む。略）の運搬又は処分を他人に委託する場合（環境省令で定める場合を除く。）には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者（当該委託が産業廃棄物の処分のみに係るものである場合にあっては、その処分を受託した者）に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票（以下単に「管理票」という。）を交付しなければならない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号)

最終改正：平成二七年七月一七日法律第五八号

清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）の全部を改正する。

- **第四章 雑則**

- **(措置命令)**

- **第十九条の五** 産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあるがあると認められるときは、都道府県知事は、必要な限度において、次に掲げる者（略「処分者等」という。）に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。

- **第十九条の六** 前条第一項に規定する場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、都道府県知事は、その事業活動に伴い当該産業廃棄物を生じた事業者（以下「排出事業者等」という。）に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該産業廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。⁶²

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号)

最終改正：平成二七年七月一七日法律第五八号

清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）の全部を改正する。

- 第四章 雑則
- （措置命令）
- 第十九条の六
- 一 処分者等の資力その他の事情からみて、処分者等のみによつては、支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。
- 二 排出事業者等が当該産業廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき、当該収集、運搬又は処分が行われることを知り、又は知ることができたときその他第十二条第七項、第十二条の二第七項及び第十五条の四の三第三項において準用する第九条の九第九項の規定の趣旨に照らし排出事業者等に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき。



本日は短時間でしたが…
ご清聴有難うございました

今後も循環利用型社会の早期実現にむけて
一緒に頑張りましょう



Make Sense with Eco.